



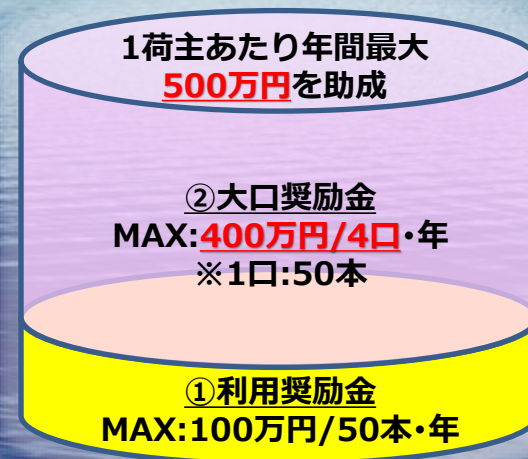
改正前（～令和4年度）

- ①コンテナ航路利用奨励金交付制度
→ 荷主に対しコンテナ種別に関わらず、
1本あたり2万円を助成
(年間限度額：100万円)
- ②コンテナ航路大口荷主奨励金交付制度
→ 荷主に対しコンテナ種別に関わらず、
50本を1口に、1口ごと100万円を助成
(年間限度額：9口 900万円)



改正後（令和5年度～）

- ①コンテナ航路利用奨励金交付制度
→ 荷主に対しコンテナ種別に関わらず、
1本あたり2万円を助成
(年間限度額：100万円)
- ②コンテナ航路大口荷主奨励金交付制度
→ 荷主に対しコンテナ種別に関わらず、
50本を1口に、1口ごと100万円を助成
(年間限度額：4口 400万円)



令和5年4月1日から施行